

令和7年7月7日  
国立研究開発法人水産研究・教育機構

## 職員の懲戒処分について

このたび、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

### 記

#### 1. 処分効力発生日

令和7年7月4日

#### 2. 被処分者

研究開発職員・50才代

#### 3. 処分の内容

停職25日

#### 4. 事案の概要

被処分者は、勤務する研究部内において、部下の机にわいせつ物を忍び込ませるセクシュアル・ハラスメント行為を行い、部下に対して、精神的な苦痛を与えたもの。

問合せ先  
総務部労務管理課  
電話 045 - 277 - 0054 (直通)